

第1回

消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える 有識者懇談会

令和4年8月30日

消費者庁

有識者懇談会の経緯・目的

- 高齢化の進展により消費者の類型的な脆弱性の問題がますます顕在化。加えて行動経済学等による人間の限定合理性の理解の進展により、これまで消費者法が前提としていた平均的・合理的な消費者像の妥当性が低下。
- また、AI等のデジタル化の進展により消費生活の中でデジタル技術の役割が増大するなど、消費者取引をとりまく環境が大きく変化しており、これに対応する消費者法の役割を改めて検討する必要がある。
- 事業者についても一律に捉えるのではなく、上記のような環境の変化に応じて、様々な属性・役割を踏まえた対応を考えていくことが必要。
- これらの対応に当たっては、既存の消費者法の枠組みでの対応には限界があり、消費者契約法及び消費者裁判手続特例法の一部改正法の国会審議や附帯決議においても、消費者契約法の消費者法制における役割等を多角的な見地から整理した上で、既存の枠組に捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方についての検討が必要とされた。
- これを受けて、本有識者懇談会において、消費者法は現状何が実現できていて何ができていないかを検証し、将来の消費者法の可能性を考えるための議論を開始する。

(参考) 消費者契約法及び消費者裁判手続特例法の一部改正法 に対する附帯決議抜粋 (令和4年改正)

＜衆議院(令和4年4月19日)＞

一 法改正後直ちに、諸外国における法整備の動向を踏まえ、消費者契約法が消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであることの意義や同法の消費者法令における役割を多角的な見地から整理し直した上で、判断力の低下等の個々の消費者の多様な事情に応じて消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる制度の創設、損害賠償請求の導入、契約締結時以外への適用場面の拡大等既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討を開始すること。

二 一の検討の際には、超高齢社会が進展し高齢者の消費者保護の重要性が高まっていることや、成年年齢の引下げ後における若年者の消費者被害の状況等を踏まえ、悪質商法による被害を実効的に予防・救済するとの観点を十分に踏まえること。

三 一の検討の際には、「平均的な損害」の額に係る立証責任の転換を含め、消費者契約に関する検討会の報告書において将来の検討課題とされた事項等について引き続き検討すること。

＜参議院(令和4年5月20日)＞

一 法改正後直ちに、諸外国における法整備の動向を踏まえ、消費者契約法が消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであることの意義や同法の消費者法令における役割を多角的な見地から整理し直した上で、判断力の低下等の個々の消費者の多様な事情に応じて消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる制度の創設、損害賠償請求の導入、契約締結時以外への適用場面の拡大等既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討を開始し、必要な措置を講ずることとすること。

二 一の検討の際には、超高齢社会が進展し高齢者の消費者保護の重要性が高まっていることや、成年年齢の引下げ後における若年者の消費者被害の状況等を踏まえ、悪質商法による被害を実効的に予防・救済するとの観点を十分に踏まえること。

三 一の検討の際には、消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)の創設について検討するとともに、「平均的な損害」の額に係る立証責任の転換を含め、消費者契約に関する検討会の報告書において将来の検討課題とされた事項等について引き続き検討すること。

(1) 消費者法の対象主体とその考え方

① 消費者概念の再考

一般的平均的消费者概念の要否・妥当範囲と、判断力が著しく低下した認知症高齢者等の典型的に脆弱な消費者や消費者の限定合理性^(※)の考慮 等

(※) 合理的であろうと意図するけれども、認識能力の限界によって、限られた合理性しか持ち得ないこと

② 事業者の多様性の考慮

悪質性の有無の考慮、消費者との関係性（契約相手、取引基盤の提供者、情報・広告の提供者 等）による違い 等

③ 国の役割、事業者団体や消費者団体といった中間団体の役割の再考

(2) 消費者法に何が必要か

① AI等の技術が果たす役割、法と技術の関係の整理

法による枠組み設定の必要性・可能性、AI等の技術の透明性確保策 等

② 社会の変化等に対応して新たに必要になる法規定

契約の全過程（契約締結過程、履行過程、離脱過程等）への対応、消費者の典型的脆弱性への消費者法における対応、零百でない仕組み 等

③ 様々な法的手法の役割分担と関係性の検討

民事ルール・行政規制・刑事罰のベストミックス、共同規制・自主ルールや消費者団体訴訟制度の活用 等

(3) 消費者法で何を実現するのか

① 消費者の自由・自律性の保障や、安心・安全・幸福の保障等の目的規定

消費者法の目的、「情報の質・量、交渉力の格差」の意義 等

② 損失をリカバリーする仕組みの検討

救済規定の柔軟化、事業者の悪質性を踏まえた被害の予防策・回復策のバランス 等

今後の開催スケジュール

- 第2回： 9月12日（月） 13：00～15：00

（ヒアリング）

駒村康平 慶応義塾大学経済学部教授（ファイナンシャル・ジェロントロジー研究センター長）

西田公昭 立正大学心理学部教授

- 第3回： 9月26日（月） 12：00～14：00

（ヒアリング）

長谷川敦士 株式会社コンセント代表取締役 / 武蔵野美術大学造形構想学部教授

河島茂生 青山学院大学コミュニティ人間科学部准教授